

国有財産法の一部を改正する法律案要綱

一 国有財産取得処分表の公表

各省各庁の長は、毎会計年度、当該年度において行ったその所管に属する国有財産である土地又は建物の取得（買入れ又は交換によるものに限る。以下一及び二の二において同じ。）又は処分（売払い、交換又は譲与によるものに限る。以下一及び二の二において同じ。）につき、次に掲げる事項を記載した国有財産取得処分表を作成し、翌年度7月31日までに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

- ① 取得又は処分をした年月日
- ② 取得又は処分の方法の区別（買入れによる取得、交換による取得、売払いによる処分、交換による処分又は譲与による処分の別をいう。）
- ③ 取得又は処分をした土地又は建物の区分（土地又は建物の別をいう。）及び当該土地又は建物の所在、面積その他の当該土地又は建物を識別するために必要な事項として政令で定める事項
- ④ 買入れ又は売払いをした土地又は建物の代金等

（国有財産法第39条関係）

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 （附則第1項関係）
- 2 一は、平成29年度以後の国有財産である土地又は建物の取得又は処分について適用すること。 （附則第2項関係）
- 3 政府は、この法律の施行後速やかに、国有財産である土地又は建物の取得（買入れ又は交換によるものに限る。）又は処分（売払い、交換又は譲与によるものに限る。）以外の国有財産の取得又は処分についても、その内容に関する情報が適切に整理され、公表されるよう、一の国有財産取得処分表の内容の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。 （附則第3項関係）